



三重県公報

平成21年3月13日(金)

第 2068 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
7	理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則	(薬 務 食 品 室)	2
8	美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則	(同)	2
9	母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(こ ど も 家 庭 室)	2
10	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水 産 経 営 室)	3
告 示			
152	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による応急入院指定病院の指定	(障 害 福 祉 室)	3
153	母子福祉協力員設置規程を廃止する告示	(こ ど も 家 庭 室)	3
154	農水商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農 水 商 工 総 務 室)	4
155	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(商 工 振 興 室)	5
156	家畜伝染病検査等の実施	(農 水 産 物 安 全 室)	6
157	同件	(同)	6
158	地方卸売市場への転換を許可した旨	(同)	7
159	地方卸売市場における卸売業務を許可した旨	(同)	8
160	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(維 持 管 理 室)	8
161	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	9
162	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 室)	10
163	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(出 納 局)	10
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(土 地 ・ 資 源 室)	10
	同件	(同)	11
	同件	(同)	11
	争議行為を行う旨の通知	(勤 労 ・ 雇 用 支 援 室)	11
	同件	(同)	12
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男 女 共 同 参 画 ・ N P O 室)	12
	同件	(同)	13
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	13
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	13
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	地積を特に減じて換地を定める土地としての指定	(農 地 調 整 室)	14
	換地処分を行った旨	(同)	15
	農業振興地域の区域の変更	(同)	15
	三重県学校給食用牛乳供給事業者の公表	(農 畜 産 室)	15
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 室)	16

規 則

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第七号

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則

理容師法等の施行に必要な手続に関する規則（昭和三十二年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号。以下「指定規則」という。）」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第二十四条中「指定規則」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式 変更

第二十号様式、第二十二号様式及び第二十三号様式中「三重県 保健所長様」を「三重県 保健所長 あり」に改める。

第二十三号様式の二及び第二十三号様式の三中「三重県 保健所長様」を「三重県 保健所長 あり」に改める。

第二十三号様式の四中「三重県 保健所長 様」を「三重県 保健所長 あり」に改める。

第二十四号様式中「三重県 保健所長様」を「三重県 保健所長 あり」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第八号

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則の一部を改正する規則

美容師法等の施行に必要な手続に関する規則（昭和三十二年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号。以下「指定規則」という。）」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第二十四条中「指定規則」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式 変更

第二十号様式、第二十二号様式、第二十三号様式、第二十三号様式の二、第二十三号様式の三、第二十三号様式の四及び第二十四号様式中「三重県 保健所長様」を「三重県 保健所長 あり」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第九号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十八号様式及び第十九号様式中



を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年三月十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第十号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項を削る。

別表の一の表第二号の項貸付限度額の欄中「第四条第三項各号に掲げる」を「十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用し漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者のうち知事が別に定める」に改め、同表第四号の項中

一 定速装置の設置費用

を

一 定速装置の設置費用
二 発光ダイオード式集魚灯の設置費用

に改め、同項貸付限度額の欄中「千三百万円」を「二千五百万円」

に、「千三百万円」を「千四百万円」に改め、「百二十万円」の次に「発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき千三百万円」を加える。

別表の三の表第三号の項貸付限度額の欄中「第四条第三項第二号に掲げる」を「十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用し漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者のうち知事が別に定める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



三重県告示第152号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定しました。

平成21年3月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定病院の名称	所在地	指定期間
久居病院	津市戸木町5043	平成21年3月1日から平成23年3月31日まで

三重県告示第百五十三号

母子福祉協力員設置規程を廃止する告示を次のように定めます。

平成二十一年三月十三日

三重県知事 野 呂 昭 彦

母子福祉協力員設置規程を廃止する告示

母子福祉協力員設置規程（昭和三十年三重県告示第三百七十二号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県告示第 154 号

農水商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

農水商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農水商工部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 456 号）の一部を次のように改正する。

別表(4)の表に次のように加える。

13	中小企業者経営維持回復緊急事業費補助金	中小企業者の経営の維持及び回復を緊急に図る。	中小企業者の経営の維持及び回復を図るために緊急に行う事業に要する経費	別に定める。	商工会、商工会議所、三重県商工会連合会又は三重県中小企業団体中央会
----	---------------------	------------------------	------------------------------------	--------	-----------------------------------

別表(5)の表に次のように加える。

5	中小企業の事業化・市場化支援事業費補助金	急速に悪化している経済情勢時において、業績悪化により新たな事業展開を迫られている中小企業者及び生産・管理工程の合理化を迫られている中小企業者に対し、その対応への積極的な取組を促進することにより、県内中小企業者の行う緊急対策等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 中小製造業者が行うマーケティング調査、販路拡大につながる広報や展示会等への出展、技術（製品）改良に要する試作や実験等 2 省エネ診断を受けた中小企業等が行うエネルギーの効率化や省力化に対するコンサルティング及び最適化システムの設計等	別に定める。	別に定める。
---	----------------------	--	--	--------	--------

別表(7)の表に次のように加える。

20	新規参入希望者トライアル雇用支援事業費補助金	農業経営体の事業拡大等による試行的な雇用を円滑に進め、経営確立と雇用の定着化を図る。	農業経営体が新規就業者をトライアル雇用する場合に必要な経費	1 雇業者当たり 50 千円以内×6 ヶ月	別に定める。
21	企業参入促進支援事業費補助金	企業が農業へ参入し、新たな雇用を進めるために必要な農地の提供を進める。	企業が新たに農業分野に参入し、又は既に参入している企業が規模を拡大し、新たな雇用を進めるために必要な農地集約を促進するための農地を提供する農家が必要とする経費	10 千円/10 アール	別に定める。

別表(15)の表に次のように加える。

13	強い漁家経営支援事業費補助金	地域漁家経営モデルを早急に確立し、そのモデルの波及による漁村の活性化を図る。	沿岸漁業における新技術の導入や県内水産物の価値向上に資する取り組み	事業費の 1/2 以内	漁業者グループ
14	漁業就業研修支援事業費補助金	新規就業希望者に研修支援費を助成し、スムーズな就業を促進する。	就業までの研修に要する経費	別に定める。	漁業協同組合又は漁業を営む事業主（法人・個人）
15	漁村空き家有効活用支援事業費補助金	新規就業者の漁村での住居を確保するために行う修繕費を支援し、初期負担の軽減を図る。	漁業協同組合又は漁業を営む事業体（法人・個人）が行う新規就業者が住居する空き家の修繕等に要する経費	事業費の 1/2 以内	漁業協同組合又は漁業を営む事業主（法人・個人）
16	漁具リース支援事業費補助金	漁協が新規就業者に中古漁船又は漁具を	漁業協同組合が新規就業者に対して中古漁船又は漁具をリ	事業費の 1/2 以内	漁業協同組合

	リースする場合の費用を支援し、初期負担の軽減を図る。	リースする場合に要する経費		
--	----------------------------	---------------	--	--

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農水商工部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 20 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 155 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヤス松阪店
松阪市小黒田町字笠松 195 番 3 外 14 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社マルヤス
津市東丸之内 20 番 10 号
代表取締役社長 坂崎 勉也
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マルヤス	津市東丸之内 20 番 10 号	坂崎 勉也

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 21 年 11 月 5 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,274 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
130 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
50 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
92 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
21.6 立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルヤス	午前 9 時	午後 10 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで
- 7 届出の日
平成 21 年 3 月 4 日
 - 8 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
 - 9 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 21 年 3 月 13 日から同年 7 月 13 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 156 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり牛の死体について、伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものの発生の状況及び動向を把握するための検査を実施します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 実施の目的
牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 実施する区域
三重県全域
 - (2) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項に基づく届出の対象となる牛であつて、家畜保健衛生所長が指示する牛
- 3 実施の期日
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条第 2 項に定める方法によります。

三重県告示第 157 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく腐そ病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、ニューカッスル病検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査、馬伝染性貧血検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査を次のとおり実施します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 実施の目的
腐そ病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、ニューカッスル病、鶏マイコプラズマ病、牛ヨーネ病、牛ブルセラ病、牛結核病及び馬伝染性貧血の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 実施する区域
三重県全域
 - (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 腐そ病検査
みつばち
 - イ 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、ニューカッスル病検査及び鶏マイコプラズマ病検査
鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏）

ウ 高病原性鳥インフルエンザ検査

飼養羽数が 100 羽以上のすべての家きん（だちょうは 10 羽以上）

エ 牛ヨーネ病検査

牛（生後 6 月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛並びに県内で生産された未検査牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、平成 20 年度に初めて検査を受けた牛、平成 16 年度に検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

オ 牛ブルセラ病検査及び牛結核病検査

牛（生後 3 月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛、これらと同一施設内で飼養している牛のうち過去本検査を受けていない牛及び平成 16 年度に検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

カ 馬伝染性貧血検査

馬（生後 180 日以上）の馬）

キ アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛）

3 実施の期日

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) 腐そ病については、臨床検査及び細菌検査
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及び鶏マイコプラズマ病検査については、凝集反応検査
- (3) ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応検査
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応検査）及びその他必要な検査
- (5) 牛ヨーネ病検査については、予備的抗体検出法、酵素免疫測定法、ヨーニン検査及び補体結合反応検査
- (6) 牛ブルセラ病検査については、凝集反応検査及び補体結合反応検査
- (7) 牛結核病検査については、ツベルクリン反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (8) 馬伝染性貧血検査については、寒天ゲル内沈降反応検査
- (9) アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病及び牛流行熱検査については、臨床検査及び中和試験

三重県告示第 158 号

三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 15 条第 2 項の規定により、地方卸売市場への転換について、次のとおり許可しました。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 許可番号
第 65 号
- 2 許可年月日
平成 21 年 3 月 5 日
- 3 開設者の名称
三重県
- 4 市場の名称
三重県地方卸売市場
- 5 市場の位置
松阪市小津町 800 番地
- 6 転換の期日
平成 21 年 4 月 1 日
- 7 取扱品目の部類（既存を含む。）
青果部及び水産物部

三重県告示第 159 号

三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 22 条第 2 項の規定により、地方卸売市場における卸売業務について、次のとおり許可しました。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 許可番号
第 74 号
- 2 許可年月日
平成 21 年 3 月 5 日
- 3 卸売業者の名称
県印三重中央青果株式会社
- 4 卸売業務を行う市場の名称
三重県地方卸売市場
- 5 卸売業務を行う市場の位置
松阪市小津町 800 番地
- 6 卸売業務開始の期日
平成 21 年 4 月 1 日
- 7 取扱品目の部類
青果部

三重県告示第 160 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 306号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市藤原町山口字高保田 3122 番 2 から いなべ市藤原町山口字高保田 3121 番 1 まで	旧	29.00～30.00	22.00
	新	43.00～48.00	22.00

第2

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 365号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市藤原町篠立字舞谷 3390 番 811 から いなべ市藤原町篠立字舞谷 3392 番 4 まで	旧	13.40	16.40
	新	15.00～18.00	16.40

第3

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市大安町石榑南字鶴ノ峠 3000 番 2 地内	旧	14.00～19.50	17.50
	新	14.00～23.00	17.50

第4

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市大安町石樽南字鶴ノ峠 3000 番 3 地内	旧	16.00～22.00	21.00
	新	16.00～23.50	21.00

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菰野東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡東員町大字南大社字山根田 1939 番 1 地内	旧	15.50	5.00
	新	17.00	5.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑毛本郷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市北勢町向平字谷上 510 番 3 から いなべ市北勢町向平字谷上 502 番 5 まで	旧	3.90～13.40	172.00
	新	7.50～13.40	172.00

第7

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 422号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市諏訪字中山 3634 番 4 地内	旧	5.00	36.60
	旧新	32.60～46.80	36.60

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市霧生字長勿 93 番 1 から 伊賀市霧生字長勿 42 番 4 まで	旧	5.60～13.20	209.30
	新	9.20～66.10	209.30

三重県告示第 161 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 菰野東員線	員弁郡東員町大字南大社字山根田 1946 番 2 地内	平成 21 年 3 月 30 日
県道 田光梅戸井停車場線	いなべ市大安町大字梅戸字鶴沢 1411 番 13 から いなべ市大安町大字梅戸字鶴沢 1408 番 13 まで	平成 21 年 3 月 13 日
県道 湯の山温泉線	三重郡菰野町大字菰野字栃谷 8491 番 2 地内	平成 21 年 3 月 30 日

国道 163号	津市神納町351番2から 津市神納町345番まで	平成21年3月27日
国道 163号	津市美里町北長野字瀬戸谷1086番21から 津市美里町北長野字瀬戸谷1086番10まで	平成21年3月27日
国道 422線	多気郡大台町檜原字野又352番地内	平成21年3月23日
県道 鳥羽磯部線	志摩市磯部町山田字西所83番2から 志摩市磯部町山田字西所130番4まで	平成21年3月27日
県道 磯部浜島線	志摩市磯部町松山字タイ坂461番2から 志摩市磯部町松山字寺沖314番4まで	平成21年3月27日
国道 25号	伊賀市東条字岸ノ上118番5地先地内	平成21年3月13日
県道 信楽上野線	伊賀市東条字岸ノ上118番5地先地内	平成21年3月13日
県道 蔵持霧生線	名張市下比奈知字兼前55番6地先から 名張市下比奈知字兼前401番4地先まで	平成21年3月13日

三重県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年3月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画区域区分
桑名都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室

三重県告示第163号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成21年3月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

証紙の販売所の名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
鈴鹿農協協同組合野登支店	亀山市両尾町2093-2	亀山市両尾町1923-4	平成21年2月16日

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成21年3月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
- 2 調査を行った期間
平成17年8月から平成19年3月まで
- 3 成果の名称

伊賀市村瀬、村瀬②の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
伊賀市霧生地内
- 5 認証年月日
平成 21 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
- 2 調査を行った期間
平成 16 年 10 月から平成 18 年 3 月まで
- 3 成果の名称
伊賀市和木①の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊賀市種生地内
- 5 認証年月日
平成 21 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
員弁郡東員町
- 2 調査を行った期間
平成 17 年 5 月から平成 19 年 3 月まで
- 3 成果の名称
東員町六把野新田 2 工区の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
東員町山田、六把野新田地内
- 5 認証年月日
平成 21 年 3 月 13 日

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 2 日、山田赤十字病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 事件
 - (1) 職場要求について
 - (2) 全体要求について
- 2 日時
平成 21 年 3 月 26 日午前 0 時以降要求解決まで
- 3 場所
山田赤十字病院内の会議場又は一部の職場
- 4 概要
あらゆる形の争議行為

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 21 年 3 月 4 日、津医療生協労働組合及び三重県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨通知がありました。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 事件

- (1) 医療・福祉労働者の大幅増員について
- (2) 賃金と雇用の確保について
- (3) 医療・介護・社会保障の充実について
- (4) 医療提供体制の縮小・合理化の反対について
- (5) 看護体制を保障するための制度見直しについて
- (6) その他

2 日時

平成 21 年 3 月 26 日以降要求解決まで

3 場所

- (1) 津市白塚町口起 3568-4
白塚診療所の組合員が従事する職場
- (2) 津市高茶屋 5 丁目 11-48
高茶屋診療所の組合員が従事する職場
- (3) 津市船頭町 1721
津生協病院の組合員が従事する職場
- (4) 津市船頭町 3453
津生協病院附属診療所、老人訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、ホームヘルパーステーション及び津医療生協本部の組合員が従事する職場
- (5) 津市柳山津興 1548
地域支援センターデイサービスえがお及び組合員活動部の組合員が従事する職場
- (6) 津市柳山津興 1535-23
三重民医連の組合員が従事する職場
- (7) 津市柳山津興 363-26
あこぎ苑の組合員が従事する職場

4 概要

同盟罷業をはじめとする争議行為

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 21 年 3 月 3 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人神岩会
- (2) 代表者の氏名
樋口 龍馬
- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市十七軒町 15 番 5 号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、青少年及び成人に対して、合気道に関する事業を行い、青少年育成ならびに健康増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年3月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成21年3月3日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人てとて

(2) 代表者の氏名

山本 賢治

(3) 主たる事務所の所在地

南牟婁郡紀宝町井田 2191 番地の 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護福祉ニーズを必要とする人々に、住みなれた地域において安らぎと心豊かな暮らしが確保され継続できるように、必要な福祉サービス活動に関する事業を行い、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進及び地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成21年5月3日まで縦覧に供します。

平成21年3月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成21年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人呼夢・フレンズ

(2) 代表者の氏名

堀川 まり子

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市大井手三丁目 15 番 19 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ハンディキャップをもつ人に対し、ハンディキャップの有無に関わらず誰もがもてる力を発揮し、助け合い、認め合いながらともに働く場作り、地域の中で支えあって暮らす住まい作り及びコミュニケーション・余暇活動等支援に努め、もって社会の一員として、より自立した生活の達成に寄与することを目的とする。また一般市民に対し、生活文化の向上を図る事業を行うことにより、誰もが支えあい、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するものとする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年3月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成21年3月3日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人松阪市手をつなぐ育成会
- (2) 代表者の氏名
瀬田 正子
- (3) 主たる事務所の所在地
松阪市久保町字新屋 1668 番地 3
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者の福祉の向上に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 21 年 3 月 3 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人研鑽ライフセンター
- (2) 代表者の氏名
白川 弘
- (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市算所町 1244 番地
- (4) 定款に記載された目的
本会は、人間本来のあり方を究明する一方、その本来性に適応して快適に生きていくための各自の研究機会が適宜得られるための、連絡・調整・実施機関として、すべての人が幸福な人生を送ることができる世界の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 21 年 3 月 3 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人名張市手をつなぐ育成会
- (2) 代表者の氏名
寺田 伊三男
- (3) 主たる事務所の所在地
名張市美旗中村 2339 番地の 11
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者の人権尊重と福祉の向上に関する事業を行い、地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営経営体育成基盤整備事業中瀬川南地区西明寺換地区の換地計画において、次の従前の土地は、地

積を特に減じて換地を定める土地として指定しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 53 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

市町	大字	字	地番	地目	地積 m ²	特に減ずる地積 m ²
伊賀市	西明寺	有井	700	田	801	40
〃	〃	〃	707-1	〃	865	43
〃	〃	〃	716	〃	780	39
〃	〃	〃	720-1	〃	1,281	98
〃	〃	〃	724-1	〃	2,243	220
〃	〃	南屋敷	770	〃	1,183	59
〃	〃	三反田	981-3	〃	3,342	350
〃	〃	〃	996-1	〃	756	37
〃	〃	袋垣内	1012	〃	315	175
〃	〃	宮之前	1088	〃	1,169	83
〃	〃	〃	1096	〃	727	116
〃	〃	外稲葉	1125	〃	902	112
〃	〃	世ノ本	1175	〃	1,116	56
〃	〃	〃	1182-1	〃	826	125
〃	〃	〃	1206	〃	1,187	318
〃	〃	桑原	1328-1	〃	1,575	78
〃	〃	〃	1354	〃	1,834	91
〃	〃	〃	1359	〃	1,120	56
〃	〃	坂之脇	1483	〃	1,106	59
〃	〃	〃	1490	〃	1,141	107

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業矢持地区霧生換地区の換地処分を行いました。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 農業振興地域

木曾岬地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農水商工部農地調整室及び桑名農政環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 21 年度三重県学校給食用牛乳供給事業者を決定しましたので次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

区域	市 町 名	供 給 事 業 者
1	いなべ市及び東員町	有限会社四日市酪農

2	桑名市 1 及び木曾岬町	明治乳業株式会社愛知工場
3	桑名市 2、朝日町及び川越町	大内山酪農農業協同組合
4	菰野町	有限会社四日市酪農
5	四日市市	みどり乳業株式会社
6	鈴鹿市	明治乳業株式会社愛知工場
7	亀山市	明治乳業株式会社愛知工場
8	津市	大内山酪農農業協同組合
9	伊賀市及び名張市	日本酪農協同株式会社滋賀工場
10	松阪市	大内山酪農農業協同組合
11	多気町及び明和町	大内山酪農農業協同組合
12	伊勢市、鳥羽市及び志摩市	大内山酪農農業協同組合
13	尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町	大内山酪農農業協同組合

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 21 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 21 年 3 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点付属標取付観測作業）
- 2 作業地域
南牟婁郡御浜町

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
